

新編

修身教典

卷三

株式會社
普及舍編輯所編

高等小學
女子教員用

東京
株式會社
普及舍

1921

K1211
94a
3

K121.1

94a

3

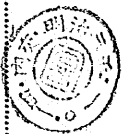
新編修身教典

高等女子教員用

卷三

目次

第一課	淳和皇后	一
第二課	英照皇太后	三
第三課	上杉治憲公節儉	五
第四課	上杉治憲公殉難	八
第五課	上杉治憲公貯蓄	一一
第六課	勤儉	一三
第七課	上杉治憲公仁恤	一五
第八課	上杉治憲公文武	一七
第九課	上杉治憲公孝行	二〇
第十課	上杉治憲公敬師	二二
第十一課	上杉治憲公儀容	二三
第十二課	山内一豊氏の夫人内助	二五
第十三課	山内一豊氏の夫人貞節	二七



目次

第十四課	妻のつとめ	三〇
第十五課	杉たき子(淑徳)	三二
第十六課	杉たき子(孝養)	三三
第十七課	杉たき子(家庭教育)	三五
第十八課	服装	三八
第十九課	衛生	三九
第二十課	淺羽ゑち子(貞淑)	四二
第二十一課	淺羽ゑち子(家庭教育)	四四
第二十二課	母のつとめ	四六
第二十三課	ウイルソン女史(女子教育)	四八
第二十四課	ウイルソン女史(成功)	五〇
第二十五課	女子の心得	五二

目次終

淳和皇后

新編 修身教典 高等小學校 女子教員用 卷三

第一課 淳和皇后

(本課の目的) 人は、おのおの、その分に應じて博愛慈善なるべきことを教ふ。

(教授上の注意)

一本課を授くるにあたり、すでに授けたる皇族方の御令徳に關する事實を簡單に問答して、皇族方のつねに慈仁にましますことを思はしむべし。

一皇后が、天皇に勸めて、獄中にある囚人を赦免せさせたまひたることにつきては、明治の御代にても、しばしば行はせたまへる御仁政の一なることを知らしめ、場合によ

りては、二三の實例を擧げて、これを示すべし。

一 夫役とは、昔時、政府の御用にて、道普請その他の事に人民を使役せられたるものなることを説明して、その觀念を明かにし置くべし。

一 また、最後に、尊き御身にてありながら、棄兒のごとき賤しきものに、御心をかけさせられ、みづから、その養育の任に當らせたまひ、多分の御手元金を投じたまひて、その費用に充てられたるは、畏れ多くも、また、ありがたき限りなり。されば、この御仁徳に對しては、古來、皇室の國民に對せられたる御慈心の、いかに深かりしかをよくよく了知せしむべし。

(主要なる設問)

一 淳和皇后の慈愛を垂れさせたまひし御事蹟につきて、その概略を語れ。

一 汝ら、乞食非人等に遇ふ時は、いかに感ずるか。

一 かれらを遇する道は、いかに。

一 汝らの行ひ得べき慈善の事からは、いかに。

第二課 英照皇太后

(本課の目的) 英照皇太后の、慈仁、貞淑に渡らせたまひしことを話し聞かせ、兒童をして欽仰の至誠をあらはし奉らしむ。

(教授上の注意)

一 皇太后が、いまだ御生家におはしまししをり、侍女の蟻を追ひ拂はんとせしを止めさせたまひしごときは、御

幼少の御時より、すでに御仁徳に富ませたまひしことを窺ひ奉るに餘りあれば、教師は、つつしんでこれを兒童に話し聞かせ、かれらをして欽仰せしむべし。

四

一 先帝が、石清水に御幸したまひて、國家の平安を祈らせたまひし時、皇太后が、宮中に圓坐をしかせて、はるかに石清水の方に向はせ、祈念をこらせたまひしことを話し聞かしむるに當りては、皇太后が、先帝の大御心を御心としたまひて、先帝と御艱難を分たせたまふ御貞淑の御徳に感泣せしむべし

一 皇太后がよませたまへる御歌、數多かるに、御生家にさへ一首をも下し賜はざりしは、御謙徳の高き、感佩に堪へざることなれば、教師は、謹嚴熱心るな態度をもて、兒童

に教授し、兒童をして、御謙徳のほどを欽仰せしむべし。

(主要なる設問)

一 英照皇太后の、仁愛の御心に富ませたまひしことを語り奉れ。

一 皇太后の、貞淑の御徳に富ませたまひしことを、かたり奉れ。

一 皇太后の、御仁徳に富ませたまひしことを語り奉れ。

第三課 上杉治憲公 (節儉)

(本課の目的) 節儉の本旨を明かならしむ。

(教授上の注意)

一本課の教授に入る前、治憲公の來歴性行につきて、その大略を語り聞かせ、兒童の求知心を促進し置くべし。

一當時の諸侯は、平素いかなる生活をなしたか、やや詳細にその有様を説きて、治憲公の行はれし事は、實に非常なる大儉なりしこと、および公が衆に先ちてこれをつとめられしことを注意して、悟らしむべし。

一後段の名主云々は、もつとも人を感動せしむべき適切な事例なれば、教師は、ことに力をここに用ゐて、児童の感情をひき起し、おのれも、また、節約せんとの念慮を十分に奮起せしめんことをつとむべし。

一卑近なる事例を舉げて、近時いたづらに流行に走るがごとき弊風あることを知らしめ、かつ、人情の弱點として、とかく奢侈の方に流れ易きものなれば、非常の注意と勇氣とあるにあらざれば、知らず識らず、その渦中にまきこま

ることを、ねんごろに諭すべし。

一節儉とは、ただに、金錢の濫用を省くことをのみいふにあらず、器具物品の取扱ひ方、および、その保存法より、勤勉節約、廢物利用などのことに至るまで、みな、その中に含まれ居るものなることを會得せしむべし。

一節儉と吝嗇との區別を、實際あり觸れたる事例によりて、十分に説き明さんことを要す。

(主要なる設問)

- 一節儉とは、いかに。
- 一節儉と吝嗇との區別は、いかに。
- 一衣服につきての節儉法は、いかに。
- 一汝らの今日より行ふべき節儉の範圍と場合とを語れ。

第四課 上杉治憲公 (殖産)

八

(本課の目的) 殖産興業をつとむべきことを知らしめ、かつ勤勉の徳を養ふ。

(教授上の注意)

一 一國一家の富強を計らんには、節儉を務むると同時に、物産を盛んに造り出すことの必要なることを説き、節儉は、國家を富ます消極的方法にて、殖産興業は、その積極的方法なることを知らしむべし。

一 公が、府庫空乏して貧困に苦しまるる中より、自己の衣食の費えを省きて、ひたすらに國利民福を計られたるさまを詳説し、兒童をして、公の熱心誠實なりしことに感ぜしむべし。

一 もし、時間に餘裕あらば、後段、公は、その外、國內の産物を多くし云々の條を補ひて、公が盛んに農馬の蕃殖を獎勵せられし結果、最初一藩を通じて五千に満たざりし農馬が、十數年の後には、八千頭を踰ゆるに至りしこと、および、古來、米澤地方に稀なりし鯉鰻も、公が大いにその飼養を獎勵せられしにより、今日のごとく夥しき産出を見るに至りしことを、話し聞かすべし。

一 わが國と外國との富みの度を比較せしめ、かつ、わが國の貿易が、近年に至り、輸入の輸出に超過せることを語り聞せ、兒童をして、他日成業の後、ふるひて國産を盛んにせんとの考へを起さしむべし。

一 勤勉は、節儉を行ふにも、殖産興業をつとむるにも、つねに

缺くべからざることなるを知らしめ、本課に附帶して勤勉の徳を養ふべし。

一 女子は、直接殖産興業に従事するもの少なかるべけれども、よく、その夫を助け勵まして、内顧の憂へなからしむるは、みづから、これに従事すと同様なることを、ねんごろに説き示すべし。

一 近來、實業の進歩に連れ、女子の職業も著しく擴張したれば、婦女子なりとて、殖産の業に従事することの容易なるべきを説き、中にも、養蠶紡績等は、もつとも適切な業なることを知らしむべし。

〔主要なる設問〕

一 殖産興業とは、いかに。

一 殖産興業の、一個人に對し、一村一國に對して、必要なるゆゑは、いかに。

一 公が、殖産興業に力をつくされしことを述べよ。

一 人の妻たるもの、直接に殖産興業を務むるあたはざる場合には、いかなる心がけあるべきか。

一 女子の執り得る實業は何か。

一 女子にて殖産興業のことに功績ありし人々を知れるか。

第五課 上杉治憲公（貯蓄）

〔本課の目的〕 不測の變災に處するに、貯蓄の必要なることを知らしむ。

〔教授上の注意〕

一 饑饉の慘狀は、今日兒童の想像しがたきことなれば、つま

びらかにこれを説明し、かつ、水災震害などに關する各地の實例を擧げて、その悲惨なる状態を想像せしむべし。

一今日は、昔時と世のさま同じからざれば、貯蓄の精神は、おなじく必要なれども、その方法は、おのづから多少の相違あるべきことを、ねんぢろに説き示すべし。

(主要なる設問)

- 一 天候と作物との關係は、いかに。
- 一 飢饉とは、いかに。
- 一 米澤藩内に飢饉ありし時、藩中一人も餓死せざりし理由を知れりや。
- 一 不時の變災に備ふべき準備は、いかにすべきか。昔日に必要なりし方法、および、今日以後に必要な方法を擧げよ。

第六課 勤儉

(本課の目的) 勤儉は、家を富まし國を益する基なることを知らしむ。

(教授上の注意)

- 一 前課、上杉治憲公の勤儉にて、領内豊かなりし事實を復習して、豫備とすべし。
- 一 第一節にては、本文以外に種々の事例をあげて、勤儉の必要を唱道すべし。
- 一 節儉と吝嗇とは、外形よく似たるところあり。されど、内容に至りては、大いに異なることを知らしむべし。かつ、第三課にて教授せしことを問答して、ますますその智識を精確にすべし。

- 一 第三課上杉治憲公の事蹟に對照して、勤儉の本旨を知らしむと同時に、廢物利用の必要なることを授くべし。
 - 一 貯金のことを授くるにあたりては、銀行貯金郵便貯金の方法をも知らしむべし。
 - 一 英國の富みと、わが國の富みとを比較して、われの、かれに及ばざることの、いかに遠きかを知らしめて、兒童の奮勵心を發揮せしむべし。
- (主要なる設問)
- 一 勤儉とは、いかに。
 - 一 吝嗇と節儉とは、いかに異なるか。
 - 一 汝ら、いかにして勤儉なるを得べきか。
 - 一 汝ら、父母よりうけし金錢は、いかに使用するか。

第七課 上杉治憲公 (仁恤)

- (本課の目的) 人は、つねに仁愛の心にて他人に對すべきこと、および、分に應じて仁惠を施すべきことを知らしむ。
- (教授上の注意)
- 一 前段の事例は、一般諸侯の士庶人に對せし有様と比較對照して教授し、公の博愛心の深かりしことを想像せしむべし。
 - 一 今の世にも、なほ、富貴權力を恃みて、人を虐待するものあれば、適切卑近なる例を取りて、公の行ひと比較對照せしむべし。
 - 一 後段、公の撫恤につきては、前課節儉に關する觀念を再生せしめたる後、かくても、公の府庫は、いまだ充實せざるの

みならず、負債山のごとくなりき。』とて、その困難の有様を詳説すべし。

一 撫恤・仁惠は、人のかならず務むべき道なるを説き、人はつねに節儉を守りて、これらの場合に用ゐるべき財貨を貯蓄し置くべきことを悟らしむべし。

一 餘りあるを待ちて人を救ふはとするがごとき心あるものは、眞に仁惠の心なきものなることを知らしむべし。

一 風災・火災などの時に當りて小作料を貸與し、または、免除し、あるひは、救助を行ひたる人の實例を擧げて、仁愛の徳を養はんことを期すべし。

一 この外、地主が小作人に對し、あるひは、債主が負債主に對して、酷薄なる處置をなししがごとき例を擧げて、道徳的

の判断を下さしむること必要なるべし。

〔主要なる設問〕

一 汝らは、公につきて、何を學びたるか。

一 一人に深切に取扱はれたる時と、否らざる時との心持ちの差異を述べよ。

一 汝らの行ひ得べき仁慈は、いかなることぞ。

一 一人の難儀を救ひたる時の心持ちは、いかに。

一 撫恤を施すときの心持ちを擧げよ。

第八課 上杉治憲公 (文武)

〔本課の目的〕 文武兩道は、人に左右の手あるがごとく、決して偏廢すべからざることを教ふ。

〔教授上の注意〕

一 公の興讓館を設立せられたる精神を十分に知らしめ、かつ、第一卷細井平洲先生の人となりを問答して、その豫備とし、公の先生を聘せられたる志のいづくにあるかを知らしむべし。

一 筋骨の強健なることと、志氣の剛勇なることとは、ひとり男子にのみ必要なるにあらず、女子にても、かならずかくあらざるべからざることなれば、よくこの道理を説き聞かしむべし。

一 また、人は、筋骨を鍛錬して強健ならしめんことを圖らざるべからざれども、これと同時に、飲食を慎み、清潔を尊び、常住坐臥、雨風寒暑、それぞれ守るべき衛生上の規則あれば、みだりに、無益なる冒険を試みるなどのことなきよ

注意し、積極的・消極的の兩法あひ待ちて、はじめて完全なる衛生法なることを併せ授くべし。

一 時間の都合によりては、治憲公の設けられたる興讓館は、爾來ますます盛大となり、ながく一藩文教の中心として人材を育て、風教を補ひたる效少なからざりしが、明治四五年に至り、改めて中學校となし、いま、現に、米澤中、學興讓館と稱することを語り聞かすべし。

(主要なる設問)

- 一 公が、興讓館を設立せられし主意は、いかに。
- 一 一人の品格は、何によりて定まるか。
- 一 長幼の序とは、いかに。
- 一 公が、武道を勵まされしゆゑを語れ。

- 一 運動は何故に必要なるか。
- 一 攝生法の大要を語れ。

第九課 上杉治憲公 (孝行)

(本課の目的) 孝養の志を養ふ。
(教授上の注意)

- 一 前段、公の能樂を稽古せられし事は、平時における孝養の道を知らしむるにも、つとも有益適切なる事例なれば、よくこれを兒童らの實際に比較せしめて、その感情を深からしむべし。
- 一 前段の説話をなさんには、まづ、當時の諸侯は、父子別居するを常とせしことを語り聞かせて、その間に疑ひを起さざらしめんこと必要なるべし。

- 一 後段は、病時における孝養につき、至極適切の例なれば、よくその趣を巨細に語り聞かすべし。

(主要なる設問)

- 一 公は、九十歳以上の老人を召し出しし時、いかなることに感ぜられしか。
- 一 公は、何故、みづから好まざる能樂を稽古せられしか。
- 一 公が、父公の病を看護せられし状を語れ。
- 一 米澤藩の士民に、善行にて賞を受けたるもの非常に夥しかりしは、何によるか。
- 一 いかによれば、父母の心を樂ましめ得べきか。
- 一 父母病ある時は、いかにすべきか。
- 一 葬祭につきての心得を述べよ。

第上課 上杉治憲公 (教師)

(本課の目的) われを教育して、道德上の訓誡をはじめ、種種の學問技藝を授けたる人は、父母につきたる恩人なることを知らしめて、師の敬ふべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 細井平洲先生に關する觀念は、既授の事實を問答して、かれこれ對照せしむれば、一層兒童の感情を深からしむることを得べし。
- 一 公が平洲先生を敬せられたることは、今日師道の衰へたる實例と比較せしめて、その感情を強からしむべし。
- 一 おのれ、他日、富貴の位置に進み、または、學藝に達したりとも、舊師の恩は、片時も忘るまじきことを自覺せしむべし。

一 平洲先生の歿せられし時、公は、みづからその碑文を撰し、その末に署して、門人從四位下侍從上杉越前守藤原朝臣治憲」と記されたる事實は、本文中にこれを省きたれども、兒童を感動せしむべき好材料なれば、教師は、せひともこの話しを補説して、師弟情誼の厚かりしこと、死後に至りて、なほ渝らざりしことを懇々説示せんことを要す。

(主要なる設問)

- 一 教師とは、いかなることか。
- 一 公が、先生の入國せられし時、先生を迎へられし狀を語れ。
- 一 舊師に吉凶の事ありし時は、いかにすべきか。
- 一 遠方にある舊師に對しては、いかにすべきか。

第十一課 上杉治憲公 (儀容)

(本課の目的) 言語動作を慎み、いやしくも輕躁・浮薄の行
ひあるべからざることを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 前段なる公の事例は、これを兒童日常の萬事におしひろめ儀容を正しくするは、人に見せんとてにあらざれば、たとひ、人の居らざる處にても、決して、儀容をみだすべからざることを諭すべし。
- 一 後段は、主として、言語に關する事例にて、公の儀容の端正なりしことを語り、もつばら實行を旨として教授せんとを要す。

(主要なる設問)

- 一 公、久しく病の床にあられし時、侍臣、ねられたるままにて

お食事をと、勧めしに對し、公は、いかに答へられしか。

- 一 儀容とは、いかに。
- 一 威儀を整ふるには、いかにすべきか。
- 一 衣服につきては、いかに。
- 一 動作につきては、いかに。
- 一 言語につきては、いかに。
- 一 精神につきては、いかに。

第十二課 山内一豊氏の夫人 (内助)

(本課の目的) 山内夫人が、内にありて、よくその夫を助けられしことを知らしむ。

(教授上の注意)

- 一 夫人が、平生堪ふべからざる艱難困苦に堪へて、すこしも

これを意とせず、父より與へられし金を、鏡臺に收めて使用せられざりしが、ごときは、常人のなしがたきことなれば、よくこれを説き示して、夫人の賢明なりしことを知らしむべし。

二六

一 十兩といへば、きはめて僅少なるがごとくなれども、物價の低廉なりし當時にありては、非常の大金にて、現時の百圓以上にも相當することを知らしむべし。

一 夫人が、この金を鏡臺より出して、その夫に渡されし時、一豊氏の一方ならず驚かれし様、夫人が、これに對して、その金のいはれを説かれし様などは、本課の要點とするところなれば、熱心なる態度と明晰なる言語とをもて、これを説き示し、夫人の思慮周到なることを感ぜしむべし。

一 現時の女子中には、往々柔弱無能にて、ただに、その夫を助くることあたはざるのみならず、身分不相應なる奢侈に耽り、かへつて家産を蕩盡し、その夫を窮地に陥らしむがごときものあり。これらは、本課の教授において、よくその非行たることを知らしむべし。

(主要なる設問)

一 夫人は、何故に嫁する時、父より與へられたる金にて、日常生活の窮乏を補はれざりしか。

一 夫人は、何故に、夫の馬を買はんとせしをり、これを出されしか。

一 汝らが、夫人の行ひにつきて感ぜしことを語れ。

第十三課 山内一豊氏の夫人 (貞節)

(本課の目的) 貞節の必要なることを知らしむ。
 (教授上の注意)

- 一 一豊氏が奥州に従軍せられし時、夫人が大坂にありて留守の任を全うせられたりしこと、大坂方の内情を、その夫に通ぜんとして、苦心慘憺の末、つひに、手翰を笠の緒に仕立てて、その夫に送られしごとき、その智、その勇、いづれも武士の妻に恥ぢざるることなるを知らしめ、近時の女子のその子、またはその夫が、國家のため従軍するに當りて、卑怯のふるまひあるがごときは、夫人に對して恥づべきの至りなることを知らしむべし。
- 一 一豊氏が夫人の身の上を氣づかひ、特に、その家臣を大坂に遣はして、これを保護せしめしは、その妻を愛する至情

の然らしめしことなるを知らしめ、夫婦和合の必要なることを教ふべし。

- 一 夫人が、その家臣に介錯を頼み、自害の準備をなされしは、實に、夫に忠義をつくさしめんとの至情より出でしものにて、武士の妻に恥ぢざる健氣の行ひなれば、教師は、よくこの意を説き示し、兒童をして感奮せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 夫人は、大坂方の内情を、奥州に従軍せる夫に通ぜんとして、いかなる工夫をせらしか。
- 一 夫人が、その夫に送らし書面の大意を語れ。
- 一 夫人は、何故に自害の覺悟をせられしか。
- 一 汝らの父兄または家族らの従軍したる時は、いかなる心

得あるべきか。

三〇

第十四課 妻のつとめ

(本課の目的) 妻の心得べき道を概括的に教ふ。

(教授上の注意)

- 一 前課、山内一豊氏の夫人が、よく妻たる道をつくされしことを復習して、本課の豫備とすべし。
- 一 第一段にては、舅姑に對する心得を教ふべし。舅姑は、わが實の父母と異なり、他人の父母をわが父母とせるものなれば、ことに至誠をもてこれに事へざれば、妻たる務めを全うすることあたはざる旨を懇諭すべし。
- 一 第二段および第三段にては、夫に對する心得、および、妻として一般に心得べき親類近隣の交り、洗濯の業、割烹調理

- の術等一通りの心得を教へ、幼時より、これらの心がけをもて、學問を修め、家業を見習ふべきことを諭すべし。
- 一 たとひ、數多の召使ひにかしづかれて、自身直接に手を下すを要せざる身分にても、妻の心得べき事からに對して、迂濶なることあらんには、人並はづれのものとして、世人の擯斥を受くべきものなることを了解せしむべし。
- 一 第四段にては、小兒を育つるは、もつぱら母の責任なること、偽りを教ふべからざること、姑息の愛に流れてわがままの心を起さしむべからざること、悪しき友に交はらしむべからざること、などの例を舉げて説明すべし。

(主要なる設問)

- 一 妻の舅姑および夫に事ふる道を問ふ。

- 一 一家の主婦として心得べき事項は、いかに。
- 一 小兒の教育につきて、母の注意すべき條項をいへ。

三二

第十五課 杉たき子 (淑徳)

(本課の目的) 女子は、その心ばえ温順貞節にて、よく夫を助くべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 明治維新の當時、松蔭先生が、長州藩の先覺者たりしことを簡單に話して、本課の教授に入るべし。
- 一 たき子が、夫と共によく家業を勵み、夫をして内顧の憂へなからしめしことを説き、忍耐勤勉の念を起さしむべし。
- 一 女子は、みだりに、虚飾榮華を希ふ傾きあるものなれば、本課の教授にて、虚榮を好み勤勉を厭ふは、大いなる心得違

ひなることを話し聞かすべし。

(主要なる設問)

- 一 たき子につきて、いかなることを學びしか。
- 一 妻たるものの務めを語れ。
- 一 貞淑とは、いかに。
- 一 良妻とは、いかに。また賢母とは、いかに。

第十六課 杉たき子 (孝養)

(本課の目的) 一家の和樂は、人生幸福の本たることを説き、嫁たるものの、舅姑に對し、かつ同族に對する心得を教ふ。

(教授上の注意)

- 一 前課を復習し、たき子の、夫に對する心掛けの善きのみな

らず、姑を始め家族全體に對しても、よく深切なりしことを説きて、前課と連絡せしむべし。

- 一 一家の和樂を破るは、姑と嫁とのあひ親和せざるによること、多きものなれば、ここに注意して教授をなし、なほ、その地方にありし良妻の善行などを舉げ示すべし。
- 一 姑君が、たき子に謝辭を述べられしこと、および、たき子のその時の撻揆につきては、いかに姑君の感動せられしか。また、たき子のいかに孝養をつくし、謙讓の徳に富まれしかを知らしむべし。

一世間には、諸種の事情により、止むを得ず里方に歸りて、厄介になるものあり。その家の嫁などは、それを他人のごとく思ふを常とすれども、これ、大いなる心得違ひなることを論じ、たき子の善行に感激せしむべし。

一 第二卷税所敦子の孝養と比較して、ますます、嫁たるもの務めにつきての觀念を確實ならしむべし。

(主要なる設問)

- 一 一家の和樂を圖るは、たれの任なるか。
 - 一 嫁の姑に事ふる道は、いかに。
 - 一 主婦の家族を取り扱ふ心得は、いかに。
- 第十七課 杉たき子 (家庭教育)

(本課の目的) 家庭教育の必要を教ふ。

(教授上の注意)

一 維新の當時勢力ありし諸藩のこと、および、松蔭先生が、長州藩の先覺者たりしことを話し、その傳を略説して、本課

の教授に入るべし。

一 初段の話しは、家庭教育の必要を説くに適切なれば、よく松蔭先生と、このたき子の教訓とを思ひ合はしめ、児童をして悟るところあらしむべし。

一 「朱に交れば赤くなる。」といふ諺を授くるには、人は交はる友によりて、良きにも悪しきにも染み易きものなることを知らしめ、つねに、よき友を選び、悪しき友を避くべきよし十分に訓誡を加ふべし。

一 たき子が勤王の士に向ひて、大義名分を説かれしことを授くるに當りては、大義名分のきはめて重んずべきことを辨知せしめ、母にして、その子の兵役につくをなげき悲むがときは、大いなる心得違ひなることを誨告すべし。

一 本課の事實と、楠母の子正行卿を教訓せられし事實とを、比較對照せしめて、母の教育の、いかにその子女の人となり、大いなる關係あるかを知らしむべし。

一 松蔭先生の王事に斃られし時、たき子が、すこしも悲まらることなかりしは、たき子が尋常婦女子と異なるところなれば、よくこれを説き示し、この母にしてこの子ありしことを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 吉田松蔭先生の賢き人となられしは、いかに。
- 一 家庭教育は、何故必要なるか。
- 一 たき子が塾生どもに對して、説かれし事は、いかに。
- 一 松蔭先生が刑につかれし時、たき子の言動は、いかに。

第十八課 服裝

三八

(本課の目的) 服裝につきて、女子の心得べきことを教ふ。
(教授上の注意)

- 一 衣服は寒暑を防ぐ外、身分と品格と衛生とに大關係あるものなれば、これに注意することの肝要なるを教ふべし。
- 一 とかく婦女子の高價なる衣服を好み、流行を追ふの非なること、身分に比して、やや下れるほどにて満足すべきことを諭し、税所敦子の例など引きて、これを證すべし。
- 一 また、たとひ價貴き品にても、色合縞柄の小品なるものは、かへつて品格を害ふものなれば、年齢身分等に相當して、これを選ぶべきものなることを知らしむべし。
- 一 衛生の道に反する服裝は、いかにもをかしく卑しきもの

にて、これに合ふものは、自然に氣品高きものなることを悟らしむべし。ことに衣服の垢づき皺みたるなどは、その心に締りなく野卑なることを表せるものなることを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 毎夜寢につくに當り、晝間の衣服は、いかにすべきか。
- 一 もし衣服汚れ、または、綻びたる時は、いかにするか。
- 一 衛生に適せる衣服とは、いかに。
- 一 服裝の正しき人と否らざる人とに對する時の感、いかに。

第十九課 衛生

(本課の目的) 無病は、人生の至樂にて家庭和樂の源泉なれば、運動・飲食・清潔の三者に注意してよく衛生の道を守

るべきことを教ふ。

四〇

(教授上の注意)

- 一まづ、兒童病氣の時の苦状を追懷せしめ、さて、疾病を避けんとならば、第一に衛生の法を守らざるべからず。さればこれより衛生上の談話を爲すべし。とて、本課に入るべし。
- 一不養生は、やがて疾病の源となり、みづから苦み人に迷惑をかくるのみならず、遺傳の理によりて、子々孫々苦痛の基となることを切實に説明し、されば、衛生の法を守るは、自他の幸福を増し、修身上の一大善行たることを理會せしむべし。
- 一わが國の女子に、内氣にて身體の柔弱なるもの多きは、運動不足の結果なることを説き、つとめて遊戯體操家事の

手傳ひなどをなすべきこと、および、摘草農耕散策等の身體上に裨益あること等を領會せしむべし。

- 一女子は、暴飲暴食するもの少なけれども、往々腐敗に傾ける物も、これを捨つるは勿體なしとて、食するものあり。されど、こは、危険の甚しきものにて、いはゆる小慾大損なること、および、好んで不消化物を食ふの不可なるを誡め、かつ、いかなる物は消化し易く、いかなる物は滋養に富めるかを教ふべし。

- 一清潔の必要を教へんには、多くの疾病は、微菌の作用により、日光の透射せざる不潔の場所に發生し易きことを説明し、かつ、不潔は、人に對して無禮となることをも知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 汝ら家内に病者ある時は、いかに感ずるか。
- 一 汝らは、家庭にありて、拭き掃除等をなし居るか。
- 一 掃除したる後の氣持ちの、いかにあるかを語れ。
- 一 不潔なる處に居る時の心持は、いかに。
- 一 汝らは、時々机内の掃除をなし居るか。

第二十課 淺羽ち子 (貞淑)

(本課の目的) 舅姑および夫に對する孝貞の道を教ふ。
(教授上の注意)

- 一 まづ、山内一豊夫人内助および、杉たき子の孝貞の事實を問答して後、本課の教授に入るべし。
- 一 たき子の事實と比較對照せしめ、すべて、世間には、姑と嫁

との間あひ和がず、これによりて、家庭の風波をひき起すことあるものなり。こは、はなはだ嘆すべきことにて、その不和の原因いかんにかかはらず、人倫上、嫁は姑に服従すべきものなれば、他人がましく、理非曲直をいひ争ふべきものにあらず、いやしくも、嫁たるもの、至誠をもて深切丁寧に服事すれば、いかなる姑にても、嫁を愛するに至り、従つて、家内の風波もいつしか變じて和樂の家庭となるものなることを教訓すべし。

一 また、山内一豊夫人と比較對照せしめて、すべて、夫の立身出世は、その人の技倆いかによること勿論なるべけれど、妻の内助も、また與つて大いに力あるものなることを知らしむべし。

〔主要なる設問〕

- 一 ち子の、姑に事へられし有様を述べよ。
- 一 汝ら、ち子の行爲につきて、いかに感ずるか。
- 一 汝らは、老人を遇するに、ち子のごとくなし居るか。
- 一 ち子の夫の立身せしは、何に基けるか。

第二十一課 淺羽ち子 (家庭教育)

〔本課の目的〕 子女の教育につきては、まづ、良師を選びて、これにつかしまつと同時に、母まづ誠意をもて、子女を指導獎勵することの、もつとも必要なるを教ふ。

〔教授上の注意〕

- 一 本課を教授するには、第十四・第十七の兩課の大要を問答して、母のつとめに關する大體の觀念を喚起し、本課と比

較して、家庭教育の大切なることを悟らしむべし。

- 一 兒童すこし長ずるときは、外に出でて師友の感化を蒙ること、きはめて多きものなれば、よくその師を選ぶべきは勿論、その交友につきては、つねに注意せざるべからざることを知らしむべし。

一 子女に對する愛は、姑息に流れず、子女をして困難にうち勝つの勇氣と體力とを備へしめざるべからざること、および母たるものは、みづから勞を惜まずして、機會ある毎に、これを鼓舞獎勵すべきこと等を理會せしむべし。

〔主要なる設問〕

- 一 家庭教育の必要なるゆゑを問ふ。
- 一 父母より教訓せられたる時は、いかにすべきか。

四六
 一 汝らの學校に来る時、または、裁縫等の稽古に行く時、母はいかに心を添へらるるか。また、汝らは、これにつきて、いかに感ずるか。

第二十二課 母のつとめ

(本課の目的) 母として、子女を教へ、育つる道を知らしむ。
 (教授上の注意)

- 一 本課の各段を教授する毎に、第一卷第二十課・第二卷第二十課・第二十四課・第三卷第十七課および、前課の適當したる事實を問答して、本課の教授に入るべし。
- 一 また、前卷第十六課・第十七課を復習して、言語・舉止に關する女子としての心得を喚起せしめおくべし。
- 一 子どもの賢愚は、主として、母の育て方の良否によること

を説きて、母の責任の重大なることを知らしめ、母となりては、決して子女の教育を、他人に任すべからざることを知らしむべし。

一 子どもは、本來模擬的の性情を有し、ことに、よく母の行爲を模擬するものなれば、母たるものはつねに、みづから、言行を慎みて、善良なる感化を兒童に及ぼすべきことを諭すべし。

一言行を慎まんには、今日より心がけて、良慣を養ひ悪習を除かざれば、他日子女を生みし時に至りて、にはかにこれを改めんとすとも、つひに、そのかひなかるべきことを誠諭すべし。

一 愛に溺るるときは、子どもは、氣ままの習慣を馴致して、つ

ひには、親の教誡をも用ゐざるに至るべきこと、さりとて、また、嚴に過ぐるときは、子どもは、自然と卑屈に流れ、はては、心身の發達を妨害するに至るべきこと等を示して、寬嚴その宜しきを得ることの、いかに子どもを育つるに大切なるかを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 子女の前にては、何故にことに言行を慎むべきか。
- 一 幼児が、汝らの眞似をなしたることなきか。
- 一 汝らの言行は、家庭にては弟妹に、學校にては下級の兒童に對して、いかに感化を與ふるか。

第二十三課 ウイルソン女史 (女子教育)

(本課の目的) 女子教育の必要なることを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 まづ、當時印度の教育の一斑を述べて、女子教育のいかにあはれむべき状態にてありしかを知らしむべし。
- 一 女史が、印度の女子を教育せんと思ひ立たれしことについて、ふかく女史の公共心のあつきに感ぜしむべし。
- 一 女史が、この目的を達せんとして、まづ印度語を學ばれし用意の周到なるに感ぜしむべし。
- 一 女史が數箇月にして、よく印度語に通ぜられしは、その天性の穎敏なりしにもよるべけれど、また、熱心に研究せられし結果にもよることを知らしむべし。
- 一 女史が、金錢を與へて、女子の就學を獎勵せられしことを授けては、當時印度の父兄の、いかに女子の教育に冷淡な

五〇
りしかを知らしむと同時に、かかる冷淡なる父兄を説得して、その子女を學に就かしめんとせし女史の熱心なる行爲に、ふかく感動せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 女子に學藝の必要なるゆゑは、いかに。
- 一 印度の女子は、當時いかなる状態にありしか。
- 一 女子教育につきて、女史の熱心なることを語れ。
- 一 現今、わが國における女子教育の有様は、いかに。

第二十四課 ウイルソン女史 (成功)

(本課の目的) 前課に同じ。

(教授上の注意)

- 一 簡単に、前課を復習して、本課教授の端緒を開くべし。

- 一 女史が、印度のカルカッタに學校を建てて、女子の教育に力をつくさざれしことについては、ふかく、女史の公共心のあつきに感ぜしむべし。
- 一 第二段を授くるに當りては、女史の心中の、いかに残念なりしかに、同情を表せしむべし。
- 一 第三段を授くるに當りては、百折撓まざりし女史の、敢爲の氣象に感ぜしむべし。
- 一 第四段、女史が、讀み書き算術の外、女子の自活し得べき手仕事を授けられし事については、女史の教育のあくまでも實用的にて、かの生花點茶の末技に走られざりしことに注意せしめ、第一卷第十三課にて授けし思想をも喚起せしめて、ますます、學藝の女子に必要にて缺くべからざ

ることを知らしむべし。

五二

(主要なる設問)

- 一 女史の、事業の一たび水泡に歸せしは、何故なりしか。
- 一 女史の忍耐熱心なりし事實を語れ。
- 一 女史のみづから兒童の監督をせられしは、いかに。
- 一 女子に必要な學術は、いかに。
- 一 また、女子に必要な手藝は、いかに。
- 一 汝ら、この後女子を産みたるとき、いかに覺悟すべきぞ。

第二十五課 女子の心得

(本課の目的)

從來、わが國の女子は、おほく無學無識なりしが、世の進歩に伴ひ舊態に安んずべからず、よろしく學藝を修めて、識見を高尙ならしむべきことを教訓す。

(教授上の注意)

- 一 第一卷第十三課にて授けしことを問答して本課の豫備とすべし。
- 一 女子の家政育兒等につきては、學術の應用を要し、内助につきては、世情に通ぜざるべからざる理由を、丁寧の説明すべし。
- 一 古來、女子の地位高からざりしは、女子の智徳の足らざりしによれることを知らしむべし。されど、紫式部、税所敦子等の例話を引用して、才學を銜ふのもつとも非なることを知らしむべし。
- 一 なほ、女子にても、事情の許す限りは、中等以上の教育をも受くべきこと、および、後來、おのが所生の女子を教育する

K124.1

第 二 十 五 課

に當りては、十分女子教育をうけしめて、識見をそなへし
めんことの必要なることを知らしむべし。

五四

(主要なる設問)

- 一 内助とはいかなることか。
- 一 女子の位置を高むるには、いかにすべきか。
- 一 女子の務めの主要なるものを列舉せよ。
- 一 女子に必要な學問は、何か。

新編 修身教典 卷三終
高等小學校 女子教員用

明 治 三 十 三 年 十 一 月 廿 四 日 刷
全 年 十 一 月 廿 七 日 發
明 治 三 十 四 年 五 月 廿 三 日 訂 正 再 版 印 刷
全 年 五 月 廿 六 日 訂 正 再 版 發 行
明 治 三 十 五 年 十 月 十 日 訂 正 三 版 印 刷
全 年 十 月 十 三 日 訂 正 三 版 發 行

編者 株式會社普及舍編輯所

修正新編修身教典高等女子教員用與付

卷一	金十五錢
卷二	金十五錢
卷三	金十五錢
合計	金六十錢

不許複製

印刷者 東京市日本橋區吳服町一番地 株式會社普及舍

代表者 取締役 池部活三

發兌元 株式會社普及舍

